

【第10期】福岡県感染拡大防止協力金(先渡) (令和3年8月1日～8月24日)

協力金 (先渡給付) ・要件確認フローチャート

福岡県内の要請対象施設を運営している法人又は個人事業主ですか？

(ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、葬儀場は要請の対象外です。)

はい

当該施設は、営業に必要な許認可を取得していますか？ (食品衛生法の飲食店営業許可など)

はい

【第10期】福岡県感染拡大防止協力金の対象施設ですか？

※【第10期】福岡県感染拡大防止協力金について、ご確認ください。

はい

令和3年8月1日から8月24日までの全期間、県の全ての要請に協力いただけますか？

※8月20日から24日は、引き続き【第10期】の要請に応じるか、【第11期】の要請への対応を8月23日までに開始する必要があります。

※但し、「まん延防止等重点措置期間の要請」に8月2日から応じられなかった場合は、8月5日までに応じた方が対象になります。

はい

令和3年1月16日以降実施分の協力金(第1期以降)の受給実績がありますか？

はい

要請期間後の申請を売上高方式で申請しますか？

※大企業は「売上高方式」を選択できないため、先渡給付の対象外です。

はい

※北九州市、福岡市、久留米市、福岡地域*

はい

※その他市町村

先渡給付の対象
(80万円)

先渡給付の対象
(50万円)

先渡給付の対象外
(申請できません)

※申請内容を審査の上、適正と確認できた場合に、協力金を支給いたします。

※給付要件を満たした事(全期間、県の全ての要請にご協力いただいたこと等)を確認するため、

要請期間終了後に必ず本申請を行ってください。

※後日、給付要件を満たしていなかったことが判明した場合、**先渡給付額は返還していただきます。**

* 福岡地域：筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡(宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町)、朝倉郡(筑前町、東峰村)